

平成16年(行ウ)第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件  
原告 柏村忠志 外20名  
被告 茨城県知事 外1名

準備書面(17)

平成20年1月18日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴

義 聖



被告茨城県知事指定代理人

長谷川

浩

緑 川

仁

横 田

喜一郎

芝 沼

清 隆

富 田

佳 之

白 田

良 夫

菅 谷

昌 英

関 根

仁 彦

谷 沢

肇

佐 竹

義 人

被告茨城県公営企業管理者指定代理人

蓼 沼

秋 男

窪 木

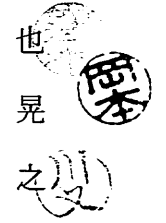
達 也

岡 本

茂 晃

川 又

敬 之



被告らは、従前の主張を次のとおり整理する（証拠は引用の準備書面記載のとおりである。）。

## 第1 原告らの主張の要旨

原告らの主張をまとめると、要旨、以下のようである（被告らの準備書面（5）3～6頁等）。

### 1 治水関係

国（国土交通省、旧建設省。以下「国土交通省」という。）が事業主体となって実施しているハツ場ダム建設事業に係る河川法63条1項の地方負担金については、茨城県では、土木部長等の専決権者が、同県知事の所管する一般会計から国庫に納付（公金の支出）しているが、これらは下記3の（1）、（3）、（4）記載の事由により違法な財務会計行為（公金の支出）であるところ、上記負担金の支出につき本来的権限を有する茨城県知事の職にある橋本昌（以下「橋本」という。）は、上記専決権者の違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務があるのに違法にこれを怠って、茨城県にその支出額に相当する損害を被らせたものであるから、茨城県知事に対し、当該職員としての橋本に、その損害（平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間に国庫に納付された地方負担金合計6億9784万6570円）の賠償を請求するように求めるとともに（4号請求）、将来も同様の違法な負担金の支出（公金の支出）がなされることが確実に予測され、それにより茨城県に損害を生ずるおそれがあるから、本来的権限者である茨城県知事に対し、その差止めを求める（1号請求）。

### 2 利水関係

#### （1）ダム本体に関する負担金（特定多目的ダム建設工事費負担金）

##### ア 茨城県公営企業管理者に対する主張

国土交通省が事業主体となって実施しているハツ場ダム建設事業に係る特定多目的ダム法7条1項の特定多目的ダム建設工事費負担金については、茨

城県公営企業管理者である企業局長自ら又は専決権者である企業局業務課長（以下「業務課長」という。）が、企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）から国庫に納付（公金の支出）しているが、これらは、下記3の（2）、（3）、（4）記載の事由により違法な財務会計行為（公金の支出）であるところ、上記負担金の支出につき本来的権限を有する企業局長の職にある福田克彦（以下「福田」という。）は、自ら違法な財務会計行為を避止する義務及び上記専決権者の違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務があるのに違法にこれを怠って、茨城県にその支出額に相当する損害を被らせたものであるから、企業局長に対し、当該職員としての福田に、その損害（平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間に水道事業会計から支出された特定多目的ダム建設工事費負担金合計5億6706万5000円）の賠償を請求するように求めるとともに（4号請求）、将来も同様の違法な負担金の支出（公金の支出）がなされることが確実に予測され、それにより茨城県に損害を生ずるおそれがあるから、本来的権限者である企業局長に対し、その差止めを求める（1号請求）。

#### イ 茨城県知事に対する主張

国土交通省が事業主体となって実施している八ッ場ダム建設事業に係る特定多目的ダム法7条1項の特定多目的ダム建設工事費負担金については、茨城県公営企業管理者である企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）から国庫に納付（公金の支出）されており、同負担金に関しては、茨城県知事の所管する一般会計から同水道事業会計（特別会計）に八ッ場ダム建設事業に関する出資金として繰出し（公金の支出）がなされているが、企業局長の所管する水道事業会計から国庫への納付は、上記アに述べたと同様の事由により違法な財務会計行為であり、したがって、同知事の専決権者である保健福祉部長等による繰出しも、同様に違法な財務会計行為（公金の支出）であるところ、上記繰出金の支出につき本来的権限を有する茨城県知事の職にある橋本は、上記専決権者の違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義

務があるのに違法にこれを怠って、茨城県にその支出額に相当する損害を被らせたものであるから、茨城県知事に対し、当該職員としての橋本に、その損害（平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間に水道事業会計への繰出金合計1億9300万円）の賠償を請求するように求めるとともに（4号請求）、将来も同様の違法な繰出金の支出（公金の支出）がなされることが確実に予測され、それにより茨城県に損害を生ずるおそれがあるから、本来的権限者である茨城県知事に対し、その差止めを求める（1号請求）。

なお、一般会計から水道事業会計（特別会計）への繰出しは、ダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事費負担金）に対応するものであって、後述する水特法負担金や基金負担金とは関係がない。

（2）水特法負担金（水源地域対策特別措置法に基づく負担金）及び基金負担金（財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担金）

国土交通省が事業主体となって実施しているハッ場ダム建設事業については、茨城県公営企業管理者である企業局長自ら又は専決権者である業務課長が、企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）から、上記（1）アの特定多目的ダム建設工事費負担金の国庫への納付のほか、水特法負担金の群馬県への支払い及び基金負担金の財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「利根川荒川基金」という。）への支払い（公金の支出）をしているが、これらは、下記3の（2）、（3）（4）の理由により違法な財務会計行為（公金の支出）であるところ、これら支出につき本来的権限を有する企業局長の職にある福田は、自ら違法な財務会計行為を避止する義務及び上記専決権者の違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務があるのに違法にこれを怠って、茨城県にその支出額に相当する損害を被らせたものであるから、企業局長に対し、当該職員としての福田に、その損害（平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間に水道事業会計から支出された水特法負担金合計6915万3000円及び基金負担金合計1541万1254円）の賠償を請求するように求めるとともに（4号請求）、将来も同様の違法な

負担金の支出（公金の支出）がなされることが確実に予測され、それにより茨城県に損害を生ずるおそれがあるから、本来的権限者である企業局長に対し、その差止めを求める（1号請求）。

### 3 違法事由

- (1) ハッ場ダムは、利根川の治水上必要性がなく、茨城県にとって治水上の利益もない（後記第4・2（1））
- (2) ハッ場ダムは、茨城県にとって利水上の必要性がない（後記第4・2（2））
- (3) ハッ場ダムには固有の欠陥があり、ダムサイトの地盤は脆弱で、地すべりの危険性もあり、ダムの地盤として不適切である（後記第4・2（3））
- (4) ハッ場ダムは、環境を破壊する（後記第4・2（4））

## 第2 ハッ場ダムの概要等

ハッ場ダム建設事業の概要、同事業の目的、法令上の位置付け等は、被告らの準備書面（1）等で述べたが、敷衍すると以下のとおりである。

- 1 国土交通省が実施するハッ場ダム建設事業は、国土交通大臣（旧建設大臣。以下「国土交通大臣」という。）の特定多目的ダム法に基づく「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」（同法4条）を根拠としている。
  - (1) ハッ場ダムの建設に関する基本計画は、昭和61年7月に作成され、平成13年9月の第1回変更、平成16年9月の第2回変更を経て現在に至っているが、現時点でのその主な内容は、利根川の洪水被害の軽減（治水：洪水調節）、吾妻川の河川水量の増加（治水：流水の正常な機能の維持）並びに群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市（群馬県）、北千葉広域水道企業団（千葉県）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県）における新規都市用水の確保（利水：水道用水及び工業用水）を図るものであり、建設に要する費用の概算額を約4600億円とし、平成22年度の完成を予定している多目的ダム建設事業である。
  - (2) 国土交通大臣が基本計画の作成、変更等をしようとするときは、関係行政

機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及びダム使用权の設定予定者の意見をきかなければならず、この場合、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは当該都道府県の議決を経なければならないとされているが（特定多目的ダム法4条）、国土交通大臣は、上記の基本計画の作成時と変更時に、それぞれ関係都県知事に対し意見照会をしており、関係都県知事としての茨城県知事はいずれも、茨城県議会の議決を経て、異議のない旨の意見を述べ、また、ダム使用权の設定予定者としての茨城県知事に対する意見照会に対しては、同知事は、要望を付して異議のない旨の意見を述べており、他の関係都県知事及びダム使用权の設定予定者においても同様である。

茨城県は、昭和60年11月八ッ場ダムの使用权の設定の申請をし（同法15条）、昭和61年7月に作成された八ッ場ダムの建設に関する基本計画において、水道用水1日最大取水量9万4200立方メートルをもって参画することとしている。

(3) なお、以上については、被告らの準備書面(1)5～7頁、10頁、同(3)7頁、同(16)(2・3、4・5頁)のとおりである。

2 上述した「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」の治水（利根川下流の洪水被害の軽減及び流水の正常な機能の維持）については、国土交通大臣が河川審議会の意見をきいて定める改正前河川法（平成9年法律第69号改正前の河川法をいう。）の「利根川水系工事実施基本計画」（改正前河川法16条）に基づいている（なお、特定多目的ダム法は河川法の特例を定めたものである。特定多目的ダム法1条）。

(1) 「利根川水系工事実施基本計画」は昭和40年4月に定められ、平成7年3月の計画まで8回の改定がなされているが、昭和55年12月の改定時に治水計画の見直し等が行われ、基準地点八斗島における基本高水のピーク流量を2万2000立方メートル/秒とし、うち上流のダム等の洪水調節施設により6000立方メートル/秒を調節し、河道への配分流量を1万6000立方メートルとした。そして、八ッ場ダムの建設は平成4年4月の改定時

に同計画に位置付けられている。

- (2) 河川法16条、16条の2では、河川管理者は河川整備基本方針及び河川整備計画を定めることとされ、また、平成9年法律第69号附則2条において、河川整備基本方針及び河川整備計画が定められるまでは改正前河川法16条1項に基づき定められている工事实施基本計画の一部を改正後の河川整備基本方針及び河川整備計画とみなすこととされた。

平成18年2月に国土交通大臣が社会資本整備審議会の意見をきいて策定した「利根川水系河川整備基本方針」においては、八斗島基準点における基本高水のピーク流量を2万2000立方メートル/秒とし、河道の流下能力の増大により、河道流下量を500立方メートル/秒増やして1万6500立方メートル/秒とし、上流ダム等による調節量を5500立方メートル/秒とした。なお、利根川水系の河川整備計画は現在国土交通省で策定中であるが、本件の八ッ場ダム建設事業は同整備計画に位置付けられる予定である。

現行の利根川水系工事实施基本計画においては、利根川上流部（八斗島上流部）に、既設の矢木沢ダム等のほかに本件の八ッ場ダム等を建設して下流の洪水調節等を図ること等としているが、八ッ場ダムは、吾妻川の当該ダムの建設される地点における最大流入量3900立方メートル/秒のうち2400立方メートル/秒の洪水調節を行い、吾妻川下流の洪水量等の低減を図るとともに、利根川下流の洪水被害を軽減させるものである。

- (3) 以上については、被告らの準備書面(1)2・3頁、8・9頁、同(9)、同(13)、同(15)、同(16)2・3頁のとおりである。
- 3 利根川水系全体の水資源開発は、国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）の決定した「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（フルプラン）により計画的に行われている。

- (1) 八ッ場ダム建設事業は、昭和51年4月の利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画に位置付けられて以降、昭和63年2月の同基本計画（第4次フルプラン）においても同じであって、これは平成13年9月、平

成14年12月の改定を経て現在に至っている（14年12月の改定は八ッ場ダム建設事業とは関係がない。）。なお、この基本計画に位置付けられても、当該の事業を着手するか中止するか等は個別具体的に決定されるものである。

- (2) 国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）は、水資源開発水系の指定（水資源開発促進法1条、3条）をしたときは、関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見をきいて、閣議決定を経て、水資源開発基本計画を策定し、公示しなければならないとされているが（同法4条）、上記した昭和51年4月、昭和63年2月の基本計画策定時の内閣総理大臣からの茨城県知事に対する意見聴取に対し、また、平成13年9月、平成14年12月の基本計画の改定時の国土交通大臣の茨城県知事に対する意見聴取に対し、茨城県知事は、異議のない旨の回答をし、他の関係都県知事においても同様である。

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画において、八ッ場ダム建設事業は、新規利水容量約9000万立方メートル（有効貯水容量約9000万立方メートル）とし、予定工期昭和42年度から平成22年度までとしている。

- (3) 以上については、被告らの準備書面（1）3～5頁、同（10）5～7頁、同（16）3・4頁のとおりである。

### 第3 茨城県の八ッ場ダム建設に係る負担金等の支出の根拠等

#### 1 治水関係

- (1) 八ッ場ダムによる利根川下流の洪水調節により受益する関係都県の治水に関する費用（地方負担金）は、河川法59条、60条1項、63条1項、特定多目的ダム法8条、7条により、国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担割合と負担額が定まる。なお、八ッ場ダム建設に要する費用の概算額は、昭和61年7月に作成された「八ッ場ダムの建設



に関する基本計画」では約2110億円、平成16年9月の第2回改定の基本計画では約4600億円であり、また、八ッ場ダム建設に要する費用のうち、ダム使用权の設定予定者が負担する負担金（特定多目的ダム工事負担金）の負担割合等は後述するとおりである。

この負担割合については、昭和56年、国土交通大臣の河川法63条2項に基づく関係都県への意見照会に対し、茨城県知事は異議のない旨の回答をしており、また、平成15年、八ッ場ダムの治水目的に流量の正常な機能の維持が加わったことによる負担割合の変更についての国土交通大臣の意見照会についても、同様の回答を行っている（関係都県知事においても同様である）。なお、この河川法63条2項による受益都県知事の意見は、国土交通大臣を拘束するものではない。

- (2) 治水に関する費用を負担する都県は、国土交通大臣の納付の通知に基づき国庫に納付しなければならず（河川法64条1項、同法施行令38条1項）、その徴収は歳入徴収官（国土交通省官房会計課長）の発する納入告知書によってなされる（会計法5条、6条、予算決算及び会計令29条）。茨城県等関係都県がこの負担金を国庫に納付しないときは、河川法74条により国税滞納処分の例により強制的に徴収される。

国土交通大臣の上記納付通知が不存在又は違法無効でない限り、納付の義務は免れない。

- (3) 以上については、被告らの準備書面（3）3～5頁、11・12頁、同（16）2・3頁において述べたとおりであり、また、茨城県知事の所管する一般会計からの治水に係る負担金の国庫への納付の具体的内容は、被告らの準備書面（3）14～18頁、同（4）2～5頁のとおりであり、これら支出（支出負担行為、支出命令）の専決権者については、同準備書面（3）29頁のとおりである。

## 2 利水関係

- (1) ダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）

ア ダム使用权の設定予定者が負担するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）については、特定多目的ダム法7条、同法施行令1条の2、2条により設定予定者の負担割合と負担額が定まる。なお、八ッ場ダムの建設に要する費用の概算額と洪水調節（治水）により受益する関係都県の負担割合は上述したとおりである。

前述したように、国土交通大臣は、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成時（昭和61年）と変更時（平成13年及び平成16年）に、関係都県知事に意見照会するとともに、ダム使用权の設定予定者に意見照会しているが、ダム使用权の設定予定者としての茨城県知事は、要望を付して異議のない旨の意見を述べ、昭和61年作成時に1日最大9万4200立方メートルの水道用水の取水量をもって八ッ場ダムに参画するとともに、昭和61年の作成時に茨城県の負担する負担割合等に同意し、また、平成16年の変更時においても同様である。なお、平成13年の変更は工期の変更であり、平成16年の変更は、工事に要する概算額を約2110億円から約4600億円に変更し、また、吾妻川の河川環境の改善を図る必要性から、建設の目的に流水の正常な機能の維持が追加されたものである。

イ ダム使用权の設定予定者の負担するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）は、国土交通大臣の納付の通知に基づき国庫に納付しなければならない（特定多目的ダム法27条、同法施行令11条の3）、その徴収は歳入徴収官（国土交通大臣官房会計課長）の発する納入通知書によってなされる（会計法5条、6条、予算決算及び会計令29条）。茨城県等ダム使用权の設定予定者がこの負担金を国庫に納付しないときは、特定多目的ダム法36条により国税滞納処分の例により強制的に徴収される。

国土交通大臣の上記納付の通知が不存在又は違法無効でない限り、納付の義務は免れない。

ウ 以上については、被告らの準備書面（1）6・7頁、同（3）5～7頁、12・13頁に述べたとおりであり、また、茨城県公営企業管理者企業局長

の所管する水道事業会計（特別会計）からの利水に関するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）の国庫への納付の具体的内容は、被告らの準備書面（3）18～21頁のとおりであり、これら支出（支出負担行為、支出命令）の専決権者については、同準備書面29・30頁のとおりである。

エ なお、この利水に関するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）については、前述したように、茨城県知事の所管する一般会計から茨城県公営企業管理者企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）への繰出しがなされているが、その具体的内容や専決権者等については、被告らの準備書面（3）27・28頁、30・31頁のとおりである。

## （2）水特法負担金（水源地域対策特別措置法に基づく負担金）

ア ハッ場ダムは、昭和61年3月、内閣総理大臣（平成13年1月6日以降は国土交通大臣の権限）から、水源地域対策特別措置法の指定ダムに指定され（同法2条、水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令（昭和61年政令第28号））、また、平成7年9月、群馬県吾妻郡長野原町の川原畑等5地区が水源地域に指定され（同法3条）、同年12月、水源地域整備計画が決定され公示されている（同法4条）。

水源地域整備計画に基づく事業（同法5条）は、土地改良事業、治山事業、治水事業、道路の整備に関する事業、簡易水道の整備に関する事業、義務教育施設の整備に関する事業、公営住宅の建設の事業等を内容とし、総事業費は約997億円である。

イ 上記整備事業を実施等する群馬県は、ハッ場ダム開発水を都市用水に利用する茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び群馬県と協議して、平成8年2月、「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」（同法12条。以下「水特協定書」という。）を締結して、経費のうち下流受益者の負担額及び負担割合を定めるとともに、整

備事業の実施及び負担金の取扱い等に関し、「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」（以下「覚書」という。）を締結している。

そして、水特協定書及び覚書に基づき、群馬県は、関係都県との協議により、各年度の整備事業の事業計画及び事業実施計画を決定し、関係都県に対し整備事業の年度負担金の請求をし、茨城県等関係都県はその請求により支出をしている。茨城県においては、地方公営企業管理者企業局長（専決権者を含む。）がその所管する水道事業会計（特別会計）からこの水特法負担金を支出している。

本件において原告らは水特法負担金固有の瑕疵を主張するものではなく、八ッ場ダム建設それ自体を争うものであるところ、水特法負担金は、水源地域特別措置法に基づき協定を締結し水源地域対策をするものであるから、内閣総理大臣の指定ダムの指定、水源地域指定、水源地域整備計画の決定が著しく不合理であり、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がない限り、これらを原因とする茨城県の水特法負担金に係る財務会計行為、すなわち水特法協定書や覚書の締結（これは財務会計行為としての「契約の締結」に当たる。）並びにこれらに基づく企業局長（専決権者を含む。）の水特法負担金の支払い（これはいうまでもなく「公金の支出」に当たる。）が違法となることはない。

ウ 以上については、被告らの準備書面（3）8・9頁，13・14頁に述べ、また、企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）からの水特法負担金の群馬県への具体的支出の内容は、同準備書面21～23頁のとおりであり、また、この支出（支出負担行為，支出命令）の専決権者については、同準備書面29・30頁のとおりである。

（3）基金負担金（財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担金）

ア 水源地域対策基金は、ダム等の建設に伴う水源地域への影響を可能な限り緩和するため、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域対策を補完するき

め細かな対策の推進を目的として、国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）の許可を受けて設立される財団法人であるが、利根川荒川基金は、昭和51年12月内閣総理大臣の許可を受けて設立された水源地域対策基金である。

ハッ場ダム建設に伴い利根川荒川基金が実施する事業の全体計画は協議中であるが、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書」に基づきダム等ごとに業務細則が定められ、ハッ場ダムについては「利根川水系ハッ場ダム業務細則」が定められて、昭和63年度から、生活相談員設置に対する助成、移転用地等先行取得資金の利子補給に対する助成、職業転換に対する助成、幼稚園、産業振興センター等の整備や新温泉源開発等の水没関係地域振興に対する助成、調査費の助成等の事業を実施している。

イ 上記基金事業の関係都県の負担については、平成2年8月、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び利根川荒川基金の間で、「利根川水系ハッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」（以下「基金協定書」という。）が締結され、毎年度、利根川荒川基金は、基金事業の規模、内容等について、関係都県と「細目協定書」を締結し、事業を実施している。

そして、基金協定書及び細目協定書に基づき、茨城県等の関係都県は、基金負担金を利根川荒川基金の請求により支払い、利根川荒川基金は、事業が完了したときに関係都県に実績報告を行い、負担金の精算をしている。茨城県においては、地方公営企業管理者企業局長（専決権者を含む。）がその所管する水道事業会計（特別会計）からこの基金負担金を支出している。

本件において原告らは基金負担金固有の瑕疵を主張するものではなく、ハッ場ダム建設それ自体を争うものであるところ、基金負担金は、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域対策を補完するものであるから、上述したように、その原因となる内閣総理大臣の指定ダムの指定、水源地域指定、水源地域整備計画の決定が著しく不合理であり、予算執行の適正確保の見地から

看過し得ない瑕疵がない限り、これらを原因とする茨城県の基金負担金に係る財務会計行為、すなわち基金協定書やその細目協定書の締結（「契約の締結」）並びにこれらに基づく請求による企業局長（専決権者を含む。）の基金負担金の支払い（「公金の支出」）が違法となることはない。

ウ 以上については、被告らの準備書面（3）9～11頁、14頁に述べ、また、企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）からの基金負担金の利根川荒川基金への具体的支出の内容は、同準備書面23～27頁のとおりであり、また、この支出（支出負担行為、支出命令）の専決権者については同準備書面29・30頁のとおりである。

#### 第4 原告らの主張する違法事由

##### 1 本件での判断枠組み

(1) 治水に関する負担金（地方負担金）と利水に関するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）の支出については、前述したように、国土交通大臣の納付の通知に基づいて茨城県は国庫に納付しなければならないため、納付の通知が不存在又は重大かつ明白な瑕疵があって無効でない限り、前者の茨城県知事の所管する一般会計からの国庫への納付や後者の企業局長の所管する水道事業会計（特別会計）からの国庫への納付（茨城県知事の所管する一般会計からの水道事業会計への繰出しを含む。）が違法になるということはない。なお、同様なアプローチをとったものとして、千葉地方裁判所平成16年（行ウ）第20号平成18年2月7日判決（乙152号証）がある。

そして、八ッ場ダム建設事業の実施そのものが違法で許されないと主張する本件においては、原告ら主張の4つの事由により、納付の通知の前提となる国土交通大臣の「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」（関係行政機関の長、関係都県知事及びその議会、ダム使用权の設定予定者の意見等を含む。）や「利根川水系工事实施基本計画」・「利根川水系河川整備基本方針」（河川

審議会、社会資本整備審議会の意見等を含む。)等には重大かつ明白な瑕疵があり、そのため、国土交通大臣の納付の通知もまた違法無効だということなのであろう。

なお、原告らは、この関係でも「予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」という基準（最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁）によるべきだと主張しているが、被告らの準備書面（6）10・11頁、同（7）2・3頁に述べたとおり、誤りであり、おそらく国土交通大臣の処分性のある納付の通知の内容が国庫への納付（公金の支出）であるため、財務会計法規上の義務と混同しているのであろう。なお、この平成4年の最高裁判例は、教頭職にある者に対し教育委員会の行った校長への昇格処分・退職処分と同人に行った退職手当の支給決定（財務会計行為）の関係についてのものであるが、その後同一の基準によった最高裁判例として、全国都道府県議会議員軟式野球大会に参加する議員に対する県議会議長の行った旅行命令（原因行為）と同議員に対し知事の行った支給決定（財務会計行為）との関係についての最高裁平成15年1月17日第二小法廷判決・民集57巻1号1頁がある。

(2) これに対し、水特法負担金と基金負担金の支払い（公金の支出）は、その支払いに関する協定書等の締結（契約の締結）を含め、その原因行為は内閣総理大臣の指定ダムの指定、水源地域指定、水源地域整備計画の決定であるため、それらが著しく不合理で予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がない限り、その支出は違法の評価は受けない。ほぼ同様のアプローチをとった先例として、原告らが挙げた東京高裁平成14年（行コ）第181号平成15年1月29日判決（乙200号証）がある。

(3) しかし、原告らの挙げる八ッ場ダム建設事業の違法事由なるものは、2において後述するが、住民の生命、身体、財産にとって非安全側に利根川の洪水防禦の計画規模（基本高水のピーク流量）を設定すれば、八ッ場ダムを建設する必要がないとか（治水）、茨城県全体の水道事業者等の水源と将来水

需要予測を机上で差引き計算をして、水余りだから八ッ場ダムを建設する必要はないとか（利水）、技術的に十分対応が可能なのに、欠陥ダムだとかダム地盤として不適だといったり（欠陥ダム、ダムサイト、地すべり）、茨城県の財務事項と関係がなく、不法行為の成否や財産上の損害とも全く関係のない主張をしたり（環境）、およそ違法事由の主張としては無意味な主張であり、上記のような基準の俎上に乗るようなものではない。

また、本件においては原告らは、八ッ場ダム建設の「必要性」の有無を争点としているが、およそ公共事業の必要性のいかんは、選挙により選出された代表者の判断に委ねられるのであり、住民の一部が必要ないと考えれば法律違反だなどというのは異様な主張である（職員はプレハブで執務できるからそれを超えるような庁舎の建設は違法だ、交通量予測を超えるような幅員の道路を建設することは違法だ、というような主張と同列の主張である。）。

長期にわたって実施されている利根川の治水問題、都県民のライフラインに関わる利水問題、その他公共事業のあり方等は、間接民主制のもとにおいては、選挙により選出された代表者により決定されるべきものであるが（某県知事（その後落選）の脱ダム宣言や昨年7月投票の某県知事選に立候補した候補者（落選）のマニフェスト（八ッ場ダムに関する「止まらぬムダづかい」等）からも自明のことであろう。）、本件は、このようなすぐれて政策に関わる問題について、自治法の予定する事務監査請求（75条）によることもなく（これには選挙権者50分の1以上の連署が必要である。）、わずか茨城県住民21名が、上記のような主張をし、これに地方財政法違反等の主張自体失当の法律論を無理矢理こじつけて提起しているものであり、しかも、住民訴訟の予定しない国の事業を対象としているものであって、本件は住民訴訟制度の濫用しかも極端な濫用例と評し得るものである。

## 2 原告らの主張する違法事由と被告らの反論

(1) 八ッ場ダムは利根川の治水上必要がなく、茨城県にとって治水上の利益も



ない

ア 原告らが、八ッ場ダムは利根川の治水上必要性がなく、茨城県にとって治水上の利益もないとして挙げる根拠は、次の3点に要約できる（この点の原告らの主張は、訴状<15・16頁>、原告らの第2準備書面、第4準備書面、第9準備書面のとおりであり、被告らのこれに対する反論は被告らの準備書面（1）<8・9頁，11・12頁>，同（2）<18～22頁>，同（9），同（13），同（15）のとおりである。）。

- ① 利根川の治水の基準となる八斗島地点の基本高水のピーク流量は、昭和55年の利根川水系工事実施基本計画（改正前河川法16条1項）により、毎秒2万2000立方メートル（上流ダム等による洪水調節量毎秒6000立方メートル、河道への配分流量毎秒1万6000立方メートル）とされ、平成18年の利根川水系河川整備基本方針（河川法16条1項）においても、毎秒2万2000立方メートル（上流ダム等による洪水調節量毎秒5500立方メートル、河道への配分流量毎秒1万6500立方メートル）とされているが、科学的根拠が乏しく、カスリーン台風程度の台風が到来しても最大洪水流量は毎秒1万6000立方メートルを下回ると考えられ、これらは矢木沢ダム等の既設6ダムや河道整備で対処し得るから、新たに八ッ場ダムを建設する必要はない。
- ② 基本高水のピーク流量の根拠となっているカスリーン台風が仮に再来し、同様の降雨が利根川流域にあったとしても、八ッ場ダムによる洪水の低減効果はゼロであり、利根川の中、下流が同ダムによる治水上の利益を受けることはないから、八ッ場ダムを建設する必要はない。
- ③ 八ッ場ダムが計画されている吾妻渓谷は、兩岸が接近する狭窄部であって洪水調節機能を有しており、また、森林には保水力もあるから、八ッ場ダムを建設する必要はない。

イ これらの主張に対する被告らの反論の要旨は、以下のとおりである。

①について

基本高水のピーク流量とは、各河川で洪水防禦の目標とする計画規模としての最大流量をいうが（被告らの準備書面（9）6頁，同（13）5頁），洪水防禦の目標の規模の最大流量をどのように設定し，どのような河道整備等を行い，どのようにダム等の洪水調節施設で調節し，どのような流量を河道に流下させるか（被告らの準備書面（9）11・12頁参照）等は，河川の重要度，既往洪水による被害の実態，経済的効果等を総合的に考慮し（被告らの準備書面（13）7頁参照），河川審議会（現社会資本整備審議会）の意見を聴きつつ，河川管理者たる国土交通大臣の裁量判断に委ねられているものである（河川法16条2項，平成9年法律第69号改正前河川法16条2項）。

八斗島基準地点における基本高水ピーク流量毎秒2万2000立方メートルは，利根川の河川管理者である国土交通大臣（旧建設大臣）が，200分の1確率規模の洪水流量毎秒2万1200立方メートルと昭和22年9月のカスリーン台風時の実績降雨から算出された毎秒2万2000立方メートルの双方を考慮し（被告らの準備書面（9）6～8頁），河川審議会の意見を聴いて，昭和55年12月の利根川水系工事実施基本計画（改正前河川法16条）において定められたものである。さらに，平成18年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針（河川法16条）においても，社会資本整備審議会の意見を聴いて，同様の基本高水のピーク流量が定められているが，上流ダム等による調節量と河道への配分量には変更があり，河道分担量を毎秒500立方メートル増やして1万6500立方メートルとし，ダム等の洪水調節施設による調節量を毎秒500立方メートル減らして5500立方メートルとしている。河道分担量の増加は河道の流下能力の増大によるものであるが，河道整備（河道拡幅，堤高嵩上げなど）には限界があるため（被告らの準備書面（13）9頁），矢木沢ダム等既設6ダムのほか本件のハッ場ダム等の建設により，毎秒1600立方メートルの洪水調節効果を見込み，その余は，河道内調節池の掘削による洪水調節容量（治水容量）の増加や既

設ダムの治水・利水容量振り替えによる機能強化を図る等、徹底した既存施設の有効利用を図りながら洪水調節施設の整備をすることとしている（被告らの準備書面（9）11・12頁）。なお、利根川水系の河川整備計画（現行河川法16条の2）は現在国において策定中であるが、八ッ場ダム建設事業は当該計画に位置づけられる予定となっている（被告の準備書面（15）4頁）。

原告らの主張は、洪水防禦の目標とする計画規模を最大流量毎秒2万2000立方メートルまで設定する必要はなく、より少なく見込むべきであり、そうすれば八ッ場ダムを建設する必要はないというものであって、要は、国土交通大臣の定める基本高水のピーク流量を国民の生命、身体、財産等に対し非安全側に設定すべきであるというものである。このような主張は、善解しても国土交通大臣の裁量判断に対する1つの政策上の提言を出るものではなく、もとよりこのような主張をもって上記した国土交通大臣の利根川水系工事实施基本計画や利根川水系河川整備基本方針の基本高水のピーク流量の設定に関する政策判断が違法となるものではない。しかも、これらの主張は国民の生命、身体、財産等に対し非安全側に立つもので、それらに危険を及ぼす可能性を増大されるという意味でむしろ相当ではないと評し得るものである（被告らの準備書面（15）6・7頁に掲記した河川整備基本方針検討小委員会委員長発言参照）。利根川流域は、首都圏を含む人口、資産等が集中する全国有数の河川流域であり、その中で茨城県は利根川最下流部に位置し、浸水被害の発生により破壊的被害が想定されることから、被害回避のため治水安全上想定される計画規模の中で最大値が採用されることが望ましいのである（被告らの準備書面（13）7頁）。茨城県にとって、広域的かつ記録的な大雨への備えは必要なのである（同13頁）。

また、八ッ場ダムは、吾妻川流域の約半分にあたる708平方キロメートルに降った雨を集めて洪水調節をするもので、洪水調節容量は6500万立方メートル、八斗島地点での洪水調節効果は200分の1の確率規模の降雨

量においてピーク流量を平均毎秒600立方メートル削減する効果が見込まれている。例えば、利根川堤防に漏水等の被害をもたらした平成13年9月の台風15号は吾妻川流域に多量の雨を降らせたが、八ッ場ダムはこのような事態に対して大きな効果が期待できるのであり（被告らの準備書面（9）13・14頁，同（13）11頁），また，おおむね200分の1の確率規模の大雨が降った場合の利根川氾濫による洪水氾濫のシミュレーションによると，浸水被害区域は広大であるが，八ッ場ダムの治水効果は利根川で洪水氾濫がおきると浸水する恐れのある区域に広く及ぶものであり，流域の関係都県が受ける治水上の利益は非常に大きいのである（被告らの準備書面（9）17頁）。したがって，八斗島基準地点の基本高水のピーク流量の問題のいかににかかわらず，八ッ場ダムは，治水上関係都県に対し著しい利益をもたらすものである。

#### ②及び③について

②の主張については，被告らの準備書面（9）13・14頁，同（13）11・12頁，同（1）8，9頁，同（2）20・21頁のとおりであり，また，③の主張については，被告らの準備書面（9）10・14頁，同（13）8・12頁，同（2）22頁のとおりである。

②，③の主張が失当であることは自明であり，ここであえて再述するまでもないであろう。

ウ 以上のように，原告らの主張する①の事由は，1つの政策上の見解しかも相当性を欠く見解とはいえても，国土交通大臣の裁量判断の適否を左右するものではなく，また，②，③の事由は，失当であり，もとより重大かつ明白な瑕疵の事由となり得るものではない。また，茨城県に対する不法行為の成否や財産上の損害と無関係であって，主張自体失当なものでしかない。

ちなみに，原告らこの点の主張は，社会資本整備審議会河川分科会に提出された意見と同旨のものであり，このような意見は同分科会で採択されなかったが（被告らの準備書面（15）6・7頁），原告らはこれと同じことを

本訴において蒸し返しているにすぎないのである。

(2) ハッ場ダムは、茨城県にとって利水上の必要性がない

ア 原告らが、ハッ場ダムは利水上の必要性がないとして挙げる根拠は、次の2点に要約できる（この点の原告らの主張は、訴状〈11～15頁〉、第3準備書面、第10準備書面のとおりであり、被告らのこれに対する反論は、準備書面（1）〈9・10頁、12～14頁〉、同（2）〈10～18頁〉、同（10）、同（14）のとおりである。）。)

① ハッ場ダムによる水資源開発は、昭和63年2月に閣議決定された「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（第4次フルプラン）に根拠づけられているが、その都市用水の予測値はロス率や安全率のかさ上げや水増しに基づいたもので、実績値と大きく乖離しており、また、その目標年次は平成12年とされていたにもかかわらず現在に至るまで新規の水資源開発計画（第5次フルプラン）は策定されておらず、その結果、「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」による新規の都市用水（利水）の確保に係る計画は行政施策上の根拠を失い、破綻している。

② 茨城県は、平成19年3月、平成14年3月策定の「いばらき水のマスタープラン」（水資源に関する施策を長期的かつ総合的な観点から計画的に推進するための方針）を改定して「いばらき水のマスタープラン（改定）」を策定し、水需給の予測を行っているが、実績無視の架空の水需要予測であり、水道用水については、十分な余裕を見て試算しても、平成32年度の茨城県内全体の需要量（一日最大取水量）は15.1立方メートル/秒、工業用水は14.3立方メートル/秒の合計29.44立方メートル/秒と考えられるが、これに対する現在開発中の4事業（ハッ場ダム、湯西川ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業）を除く平成32年の茨城県内全体の保有水源は、平成19年3月のマスタープランによると31.88立方メートル/秒（水道用水13.01立方メートル/秒、工業用水18.88立方メートル/秒）であって、保有水源で2.4立方メートル/秒の余剰があり、しかも上記の保

有水源は、削減の必要のない水源である地下水等を削減した水量である上、水源間の融通や工業用水の水源を水道用水に転用することも可能であるため、新たにハッ場ダムに参加して水源を確保する必要性は無い。

イ これらの主張に対する被告らの主張の要旨は、以下のとおりである。

①について

昭和63年2月に閣議決定された第4次フルプランは、平成13年9月及び平成14年12月に改定されており、現在でも有効な計画である。

なお、利根川水系全体での水資源開発は、「利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画」（フルプラン）により計画的に行われ、本件のハッ場ダムもその計画に位置付けられてはいるが、ハッ場ダム建設事業は特定多目的ダム法上の「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」等に基づいて行われるものであり、原告らの水資源開発基本計画に関する主張は、本件のハッ場ダム建設事業実施の適否とは関係がない。

以上の点については、被告らの準備書面（10）5～7頁、同（1）3～5頁のとおりである。

②について

茨城県では、県内44市町村のうち41市町村と2水道企業団（一部事務組合）が水道事業を営んでいるが、その水源には、表流水、地下水のほか、茨城県企業局が営む4つの広域水道用水供給事業からの受水がある。この4つの水道用水供給事業のうち、ハッ場ダムを水源の1つとしているのは、県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業である。前者の県南広域水道用水供給事業においては、県南地域の11市町村の水道事業者に対し給水を行っているが、霞ヶ浦給水系と利根川給水系の2つに分かれ、霞ヶ浦給水系は霞ヶ浦を水源とし、利根川給水系は渡良瀬遊水池と本件のハッ場ダムを水源としている。そして、利根川給水系の最大計画給水量10万立方メートル/日のうち、約4万立方メートル/日を渡良瀬遊水池に、約6万立方メートル/日を本件のハッ場ダムに求めており、現在ハッ場ダムの参画水

量約6万立方メートル／日のうち約4万立方メートル／日を暫定豊水水利権の許可を得て給水を行っている。また、後者の県西広域水道用水供給事業は、県西地域の13市町の水道事業者に対し給水を行っているが、新治給水系、関城給水系、水海道給水系の3つの給水系に分かれ、新治給水系及び関城給水系は霞ヶ浦開発を水源とし、水海道給水系は奈良俣ダム、湯西川ダム及び本件の八ッ場ダムを水源としている。そして、水海道給水系の最大計画給水量3万4600立方メートル／日のうち、約1万7000立方メートル／日を湯西川ダムに、約1万4000立方メートル／日を奈良俣ダムに、約3000立方メートル／日を本件の八ッ場ダムに求めており、現在、既に完成している奈良俣ダムによる約1万4000立方メートル／日の水源では不足が生じているため、建設中の湯西川ダムの参画水量約1万7000立方メートル／日のうち約1万2000立方メートル／日及び本件の八ッ場ダムの参画水量約3000立方メートル／日について、暫定豊水水利権の許可を得て給水を行っている。

県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業は、昭和53年度及び昭和54年度に、各市町村議会及び県議会の同意を得て、それぞれの広域的水道整備計画が策定され（水道法5条の2）、これに基づき事業化されたものであるが、同計画における水源については、霞ヶ浦を含めた利根水系の水資源開発を積極的に促進することにより確保をはかることとされ、昭和60年11月八ッ場ダム使用权の設定の申請をし、国土交通大臣（旧建設大臣）からの意見聴取と茨城県県知事の同意を経て、昭和61年7月作成の「八ッ場ダム建設に関する基本計画」にダム使用权の設定予定者（新規都市用水に9万4200立方メートル／日）として位置付けられたものである。そして、県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業は、上記9万4200立方メートル／日のうち、水道法の認可を得て、6万7570立方メートル／日を水道用水供給事業の水源の一部として確保し、既に暫定豊水水利権4万4640立方メートル／日を取得して利根川から取水し、県

南地域及び県西地域の水道事業者が水道用水を供給している（なお、ここでの水量は取水量ベースであり、上記した水量は給水量であって、取水から給水に至る損失水量を見込んだ水量である。）。

県南地域及び県西地域は、水道普及率の上昇、つくばエクスプレス・首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通に伴う人口、企業立地等の増加、地下水依存から水道用水への転換等により、今後広域水道用水給水事業からの受水の増加が見込まれ、八ッ場ダム等の暫定豊水水利権による取水量4万4640立方メートル/日を水道法の許可を受けている確保水量6万7570立方メートル/日に引き上げるとともに、最終的には、八ッ場ダムへの参画水量9万4200立方メートル/日全量の取水が必要とされている。

以上については、被告らの準備書面（14）2～13頁のとおりである。

原告らの主張は、茨城県全域の水道事業者等の有する全体保有水源から将来の水需要予測値を机上で差引計算して、水源に余裕があるから、八ッ場ダム等の水源開発は必要ないというものであるが、個々の水源開発は、水道用水供給事業者を含めそれぞれの水道事業者が、それぞれの地域に対し給水の責任を負う立場を前提に、地域の特性、人口や経済動向、渇水時への対応、水質事故等非常時の対応のための水源分散化、取水・浄水・導水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視野に立って決定しているものであり、そのため、県全体の水源量から水需要量を単純に差し引けば県全体の水源量が上回るのは当然のことであって、原告らの主張は無意味な主張でしかない。

また、原告らは、工業用水源の水道用水への転用や地域間ないし水系間の融通を主張しているが、各水道事業者や水道用水供給事業者が有する水源（水利権）を勝手に左右できるものではない上、それを行う場合でも、各水道事業者等間の調整、水系の異同、水利権や水源施設のコストの調整、転用等に伴う導水路等の諸施設のコスト、水源の分散化等の諸点の総合的検討が必要であり、これらはもとより水道事業者等の裁量に委ねられていることである。



なお、原告らの主張する工業用水から水道用水への転用が現実的に不可能であることについては、被告の準備書面（14）12・13頁に述べたとおりであり、原告らの主張は非現実的な選択肢の1つを主張しているだけである。

ちなみに、上記主張に関連して、原告らは、平成19年3月に策定した「いばらき水のマスタープラン（改定）」については実態を無視した架空の水需要予測である、削減する必要のない地下水等を削減したものだ、渇水対策をハッ場ダムに期待する必要性はない、などと非難しているが、第1点のマスタープランにおける水需要予測については、被告らの準備書面（14）13～27頁に述べたとおりであり（なお、平成14年3月策定の「いばらき水のマスタープラン（新・茨城県長期水需給計画）」については、被告らの準備書面（10）7～20頁参照）、第2点の地下水の揚水規制の必要性については、被告らの準備書面（14）10頁、27・28頁、同（10）20・21頁に述べたとおりであり、また、第3点の渇水対策の必要性については、被告らの準備書面（14）28～30頁、同（10）21～25頁に述べたとおりである。

ウ 以上のように、原告らの利水の必要性に関する主張（②）は机上での差引計算でしかなく、主張自体失当のものであり、もとより重大かつ明白な瑕疵等の事由となるものではない。必要性の有無は茨城県に対する不法行為の成否や財産上の損害と無関係であり、主張自体失当のものでしかない。

水資源開発基本計画（フルプラン）についての原告らの主張（①）によって、ハッ場ダム建設事業の適否が左右されるものではない。

(3) ハッ場ダムには固有の欠陥があり、また、ダムサイト地盤は脆弱で、地すべりの危険性もあり、ダムの地盤として不適である

ア 原告らがハッ場ダムには固有の欠陥があり、また、ダムサイト地盤の脆弱性、地すべりの危険性があるとして挙げる根拠は、以下の3点に要約できる（この点についての原告らの主張は、訴状〈16～18頁〉、第5準備書面、第7準備書面のとおりであり、これらに対する被告らの反論は、準備書面

(2) 〈22～24頁〉, 準備書面(11)のとおりである。)

- ① 吾妻川は、強酸性の河川であり、石灰を投入して水質を中和する工場や中和生成物を沈殿させる品木ダムが作られているが、品木ダムは中和生成物による堆積によりまもなく飽和状態になり、ハッ場ダムが中和生成物沈殿池の役割を果たすので、その利水及び治水機能は短期に失われる。
- ② ハッ場ダムのダムサイト(両岸の岩盤)には擾乱帯や熱水変質帯があり、また、岩盤の透水性は高く、広範な高透水ゾーンに遮水剤を注入するなどの対策工事により遮水効果が得られる保障はなく、地盤の脆弱性、危険性を残す欠陥があり、ダム基盤地盤として不適切である。
- ③ ハッ場ダムのダム湖となる吾妻川の両岸の斜面には地すべりの痕跡があり、これら地すべりの多くはダム湖の貯水で水没ないし半ば水浸することとなり、地すべりの危険性は著しく増大し、通常のダムとしての効果を期待できない。

イ 原告らの主張に対する被告らの反論の要旨は、以下のとおりである。

①について

品木ダムの貯水池の容量確保は浚渫等により十分可能であり、中和生成物の堆積によりハッ場ダムの機能が短期間で失われることはない。

この点については、被告らの準備書面(2)22・23頁, 同(11)2・3頁のとおりである。

②について

ハッ場ダムは、当初想定していたよりも基礎岩盤が良好であることが判明し、また、熱水変質による強度低下の影響も当初の想定より少ないことが判明し、ダム基礎岩盤の高さを当初の設定より上げる等の変更がなされている。

左岸及び右岸の低角度割れ目は、岩盤を分断してブロック化させるような性状のものではなく、また、ダムの基礎として問題のある断層破碎帯も存在しないが、仮に今後の追加調査により、ダム基礎岩盤としてせん断強度が不足する箇所があったとしても、弱部の除去等を堤体設計に見込むことにより

対応可能である。

基礎地盤の遮水性の向上等を目的としたグラウチングについては、「グラウチング技術指針」（平成15年4月1日付け国土交通省河川局治水課長通知）に基づいてなされるが、改良目標値や改良範囲を設定することにより、ハッ場ダム基礎地盤等の遮水性が不足する箇所への対策がはかられる。

一般にダムの地質調査は、計画及び設計段階から工事着手後においても継続的に実施され、調査を重ねることにより、精度の高い地質性状の把握がはかられ、ダムサイト地質に対する評価や設計にはその都度修正が加えられていくものである。

この点については、被告らの準備書面（2）23・24頁、同（11）3～17頁のとおりである。

### ③について

ハッ場ダムの貯水池周辺の地すべり対策について、国土交通省は平成8年度から平成12年度までの間旧建設省関東地方建設局に設けられた「ハッ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会」の意見を踏まえつつ、計画案を作成しているが、原告らの指摘は、ほとんど同検討委員会の検討過程で作成された報告書等の留意事項とされたものからの引用にすぎない。地すべり調査は、貯水池の試験湛水が終了するまで継続的に行われるのが一般であり、ハッ場ダムにおいても、今後も実施される地すべり調査や設計作業により精度向上が図られ、試験湛水にあたり貯水池周辺全域の斜面を対象とした再検討も予定され、貯水池周辺の地すべりに対する評価や対策等の修正が図られて行くものであり、検討過程の一断面をとらえてハッ場ダムが欠陥ダムのような主張をするのはきわめて不適切である。

なお、原告らは、川原畑地区二社平、川原畑地区勝沼（上流側と下流側の2つのブロック）、横壁地区西久保、横壁地区小倉、横壁地区白岩沢の地すべりの危険性等に触れているが、地すべりの考え難い地域（横壁地区西久保）や地すべり対策が既に実施されている地区（横壁地区小倉）があるほか、仮

に新たに今後地すべり対策等が必要になったとしても、技術的に十分対応可能である。

この点については、被告らの準備書面（11）17～35頁のとおりである。

ウ 原告らの主張は、ダム建設に伴う技術上の問題にとどまり、技術的に解決し得るものでしかなく、その意味で本訴請求の違法事由の主張としては主張自体失当のものである。また、これらの主張は根拠がなく、善解しても原告らの杞憂を出るものではない。

#### （4）ハッ場ダムは環境を破壊する

ア 原告らは、ハッ場ダムの建設は環境を破壊するとして挙げる根拠は、環境影響評価が不十分である、水没住民の代替地への移転や生活再建が困難である、川原湯温泉の魅力は失われダム湖も観光資源にはならない、生物の多様性に関する条約、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に反する、景観がそこなわれる、ダム湖はプランクトンの増殖等で環境上も無惨なものになる、というものである（原告らの第6準備書面）。

イ このような主張は、その主張自体から明かなとおり、水没住民等の利害に関わるものではあっても、茨城県の財務事項とは無関係の主張であり、茨城県に対する不法行為の成否や財産的損害とも全く無関係であって、4号義務付け請求及び1号差止請求の主張としては、無意味で主張自体失当のものである。

なお念のため、被告らは原告らの上記主張に対し反論しているが、その内容は、被告らの準備書面（12）のとおりである。

#### （5）原告らが掲げる法条について

原告らは、上記ハッ場ダム建設事業に存するという上記違法事由の主張に関連して、違反するという法条も挙げており、列挙すると、地方財政法4条1項、3条2項、8条（これはダム使用权の設定申請を取下げないという点についてのもの）、地方公営企業法17条の2第2項、行政機関が行う政策

の評価に関する法律（政策評価法）3条1項違反であり、また、地方財政法25条3項をも挙げるに至っている。

しかし、上記したとおり、原告らの主張するハッ場ダム建設事業に存するという違法事由なるものは、およそ違法事由としての体をなしておらず、本件での茨城県知事や企業局長（専決権者を含む。）の財務会計行為（公金の支出及び契約の締結）の違法事由の主張としては主張自体失当のものであるため、このような法条の列挙はこじつけを出るものではなく、無意味なものでしかない。

被告らは、念のためこれら法条についても説明しているが、これらについては、被告らの準備書面（15）19～25頁、同（16）12～14頁、同（8）12・13頁のとおりである。

なお、政策評価法3条1項は宣言的規定にとどまり、また、地方財政法25条3項について説明すると、同法は、地方公共団体の負担金を違法に他の用途に使用する等国が法令の定めるところに従って使用しなかったときに、その部分につき当該負担金の全部又は一部を支出せず又はその返還を請求することができるとするものであるが（石原信雄外「新版地方財政法逐条解説」214頁以下、乙201号証）、本件でみると、国土交通大臣の納付の通知に係る負担金が治水又は利水の目的外に使用された場合がこれに当たり、納付の通知に係る治水又は利水への使用は法令に定めるところの使用そのものである。地方財政法25条3項は、国土交通大臣の納付の通知のような国の地方公共団体に対する公定力のある行為について、それに重大かつ明白な瑕疵がないにもかかわらず、地方公共団体の一方的判断でその公定力を無視して従わないことができるなどという行政秩序を無視するようなおかしなことを規定したものではない。

#### （6）その他

本件で原告らは、ダム使用权設定申請を取下げ義務の不行使の違法確認を求めているが、不適法な訴えであることは自明であるため（答弁書2・3

頁，被告らの準備書面（6）2～4頁），ここでは言及しない。

## 第5 まとめ

以上のとおり，原告らの主張が失当であることは自明であり，すみやかに本訴請求は棄却されるべきである。

以 上